消費生活用製品安全法における安全規制の検討について

資料4

○ 消費生活用製品安全法（消安法）は、消費者の生活の質的な向上、特に安全な消費生活に対するニーズの高まりを受け、昭和48年に公布。

○ 消費生活用製品安全法（消安法）については、平成18年、19年の改正によって製品事故情報報告・公表制度や長期使用安全点検制度の創設など、製品流通後規制について、充実・強化が行われている。

消費生活用製品安全法の目的

第1条 この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、特定保守製品の適切な保守を促進し、併せて製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じ、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

消費生活用製品安全法に基づく安全規制

①**PSCマーク制度**（特定製品の製造及び販売を規制）

・主務大臣（経済産業大臣）によって指定される特定製品は、製品流通前規制の対象となり、販売する場合には、技術基準への適合、PSCマーク表示が義務付けられている。

・特別特定製品については、製品流通前規制としてさらに登録検査機関による適合性検査が義務付けられている。なお、特定製品は製品流通後規制の対象ともなっている。

・PSCマーク制度の対象品目ではない非指定品目は、製品流通後規制の対象。

消安法で指定されている特定製品

指定		製品品目
特定製品 10品目	PSC	①家庭用の圧力なべ及び圧力がま ②乗車用ヘルメット ③登山用ロープ ④石油給湯機 ⑤石油ふろがま ⑥石油ストーブ
	特別特定製品 4品目　PSC	⑦乳幼児用ベッド ⑧携帯用レーザー応用装置 ⑨浴槽用温水循環器 ⑩ライター

法改正により追加された製品流通後規制

②**製品事故情報報告・公表制度**
（製品事故情報の収集及び提供等の措置）

・消費生活用製品の使用に伴う一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するため、製品事故に関する情報の収集及び提供等を行うために創設。

・消費生活用製品により、死亡事故、重傷病事故、後遺障害事故、一酸化炭素中毒事故や火災等の重大製品事故が発生した場合、事故製品の製造・輸入事業者は、事故発生を知った日から10日以内に国に報告しなければならない。

③**長期使用製品安全点検制度**
（特定保守製品の適切な保守を促進）

・ガス瞬間湯沸器、石油給湯器等の9品目を「特定保守製品」として指定

・特定保守製品の製造又は輸入事業者に加えて、小売販売事業者、不動産販売事業者、建築事業者、ガス・電気・石油供給事業者などの事業者、さらには消費者等、それぞれが適切に役割を果たして経年劣化による事故を防止するための制度。

長期使用製品安全点検制度の対象製品

指定	製品品目
特定保守製品 9品目	①ビルトイン式電気食器洗機 ②浴室用電気乾燥機 ③石油給湯器 ④石油ふろがま ⑤FF式石油温風暖房機 ⑥屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用） ⑦ 〃 （プロパンガス用） ⑧屋内式ガスふろがま（都市ガス用） ⑨ 〃 （プロパンガス用）

日欧比較による消費生活用製品安全法の課題の整理

○ 現時点における消安法の課題を整理するため、先進事例としての欧州の製品安全規制制度(ニューアプローチ)との比較を通じて、以下のように課題の整理を行った。

○ 今後、消費者保護の観点からより一層充実した消費生活用品の安全規制に向けた改善策を検討し、23年度中を目途に消安法の見直しの方向性について検討を行う。

日欧における製品安全規制体系の違い

日本 （消安法に基づくPSCマーク制度）	比較項目	欧州 （NA指令に基づくCEマーク制度 及び 一般製品安全指令（GPSD））
「消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図る」（消安法第1条）	目的	「市場で流通する製品の安全性を確保すること」（GPSD第1条）
あらゆる消費生活用製品を対象とした一般的要求事項は定められていない。	基本理念（必須要求事項）	最低限守らなければならない必須要求事項として、「生産者は、安全な製品のみを市場に流通させる義務を負う」とされている。（GPSD）
① 対象品目（特定製品）を政令で限定的に指定。 ② 非指定品目は、製品流通前規制の対象ではない。	対象品目	① NA指令の対象は、製品分野や特性分野で指定。 ② NA指令やその他の指令・規則の対象ではない消費者用の製品は、GPSDの対象。
① 特定製品の技術基準は、目的、機能的要求、要求水準、検証方法、みなし規定までを含んだ仕様規定を基本として国が定めているのが実態。 ② 特定製品以外は、技術基準を特に定めていない。	技術基準	整合規格（非政府組織である欧州標準化機関がEN規格を制定し、欧州委員会が承認して官報でリストを公表）に適合している製品は、NA指令及びGPSDの必須要求事項に適合しているとみなされる。
① 特定製品については、国が定めた技術基準に適合したことを示すPSCマークがないと販売できない。 ② 特定製品には自主検査が義務付けられている。そのうち特別特定製品は、登録検査機関による適合性検査が義務付けられている。	マーキング	① 必須要求事項に製品が適合することを示すCEマークの表示が、生産者に義務付けられている。 ② 原則として、生産者の適合宣言だけで、製品をEU域内市場に流通させることができる。
【特定製品】 ○ 自主検査による技術基準への適合確認 ○（特別特定製品のみ）登録検査機関による適合性検査の実施 ○ 検査記録の作成・保存 【特定製品以外の製品】製品流通前規制については、特に定められていない。	事業者の主な義務	生産者は、GPSDに定められた必須要求事項である「一般安全要求事項」を満たす安全な製品のみを流通させる義務を負う。 ○ 対象製品が要求事項に適合していることを示す技術文書の作成、適合評価手順の実施 ○ EC適合宣言書の作成、保存

消費生活用製品安全法による安全規制の課題

①必須要求事項の有無

・ 欧州では、一般製品安全指令（GPSD）において、すべての消費者用製品を対象とした必須要求事項が定められている。

・ 日本では、消安法の法目的として「一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図る」ことが規定されているものの、それを製造・輸入する事業者が**消費生活用製品全般に対してどのように具現化していくか（必須要求事項）が明確になっていない。**

②対象品目の指定方法

・ 欧州では、「低電圧指令」、「玩具指令」等のニューアプローチ指令において、製品特性や製品分野によって対象製品を指定している。

・ 日本では、消安法に基づく流通前規制の対象として、政令で「乳幼児用ベッド」、「ライター」等の**個別具体的な10品目を政令に限定列挙して指定している。**

③国と民間の役割分担

・ 欧州では、NA指令及びGPSDの必須要求事項は性能規定に適合するとされるための見なし規定として、非政府組織の規格原案に基づき欧州委員会が承認・公表する「整合規格」や、民間主体である欧州標準化機関が定める「EN規格」が存在している。

・ 日本では、消安法における個々の特定製品に対して、**国が目的、機能的要求、要求水準、検証方法、みなし規定までを含んだ仕様規定**を規定している。

（参考①）日欧における安全規制体系の比較
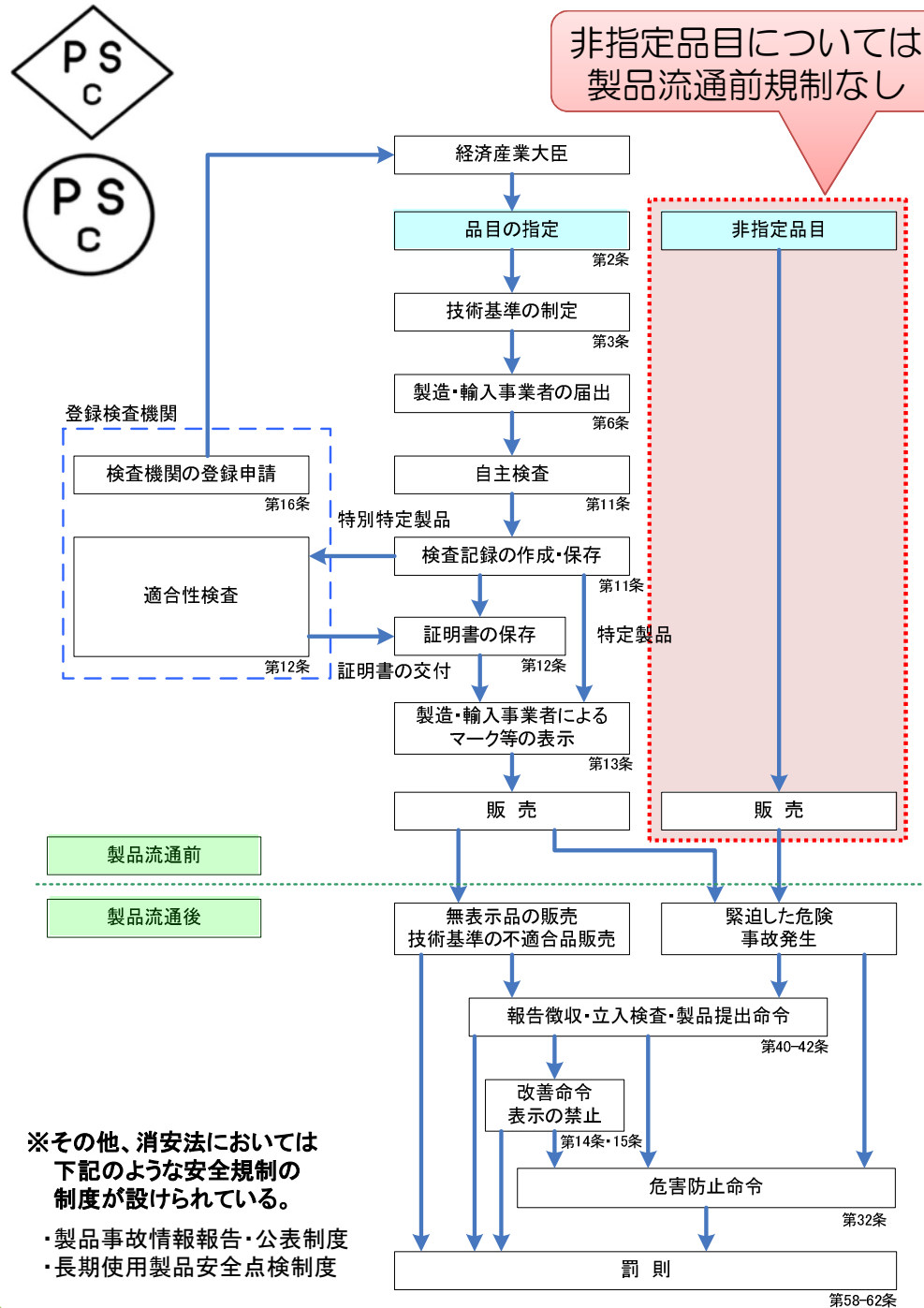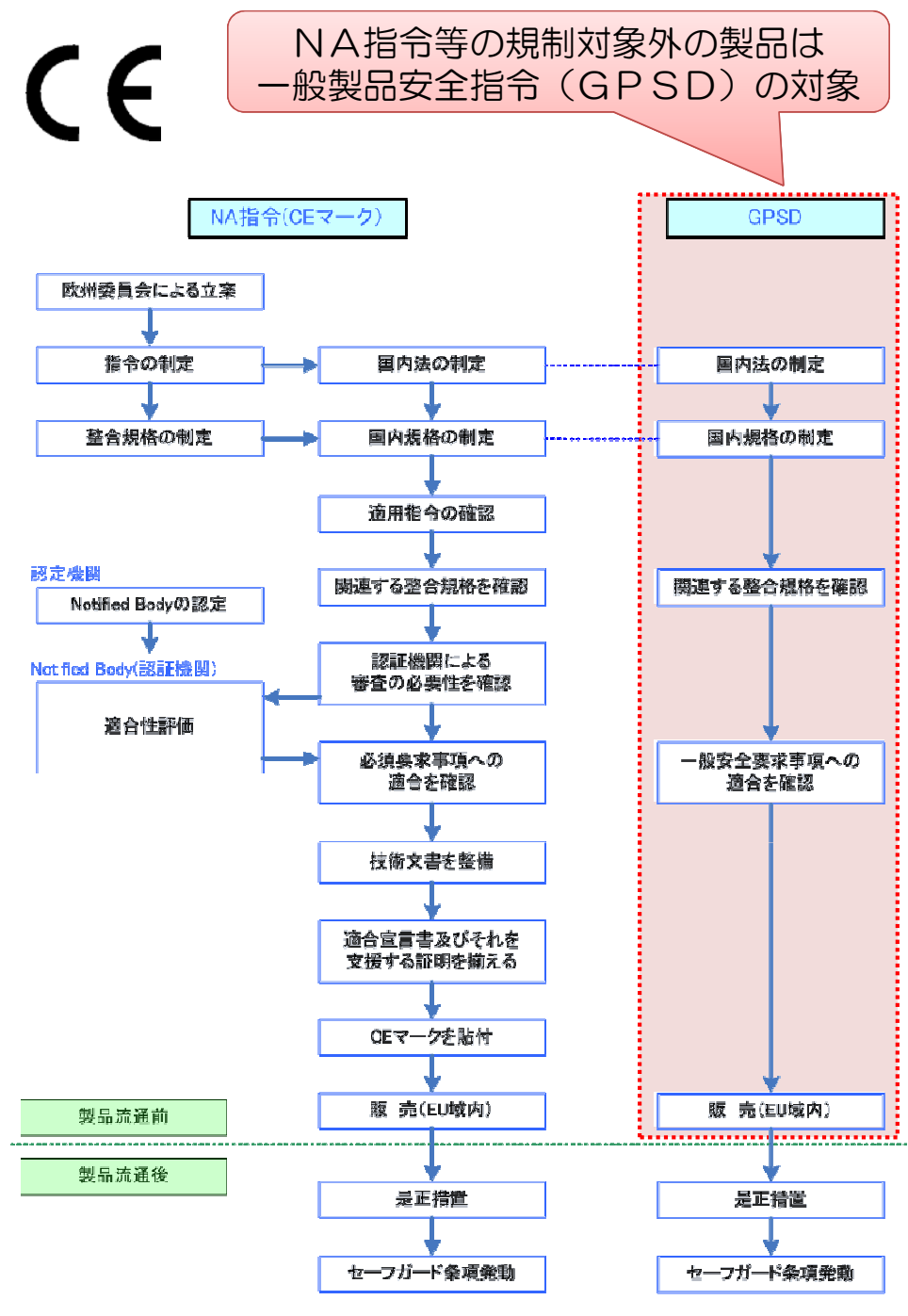
（参考②）欧州の安全規制体系（一般製品安全指令（GPSD）及びNA指令）

一般製品安全指令（GPSD）の概要

一般製品安全に関する欧州議会及び閣僚理事会指令2001/95/EC

＜目的＞
「市場で流通する製品の安全性の確保」(第1条)

＜対象製品＞
「製品の種類に応じた特別な指令の規制対象となっていない消費者が使用する製品全般」(第1条)

※NA指令やその他の指令・規則の対象となっていない消費者用の製品は、GPSDが適用される。

＜必須要求事項＞
「生産者は、安全な製品のみを市場に流通させる義務を負う」(第3条)

※「安全な製品(Safe Products)」の定義：「通常の状態、あるいは合理的に予見できる状態で使用した場合、何もリスクがないか、あるいはリスクがあったとしても許容範囲にあるもの」(GPSD第2条(b))

○ **GPSDの対象製品も、必須要求事項に適合していなければ市場に流通させることはできない。**

NA指令（玩具指令の例）

玩具の安全に関する2009年6月18日付欧州議会および閣僚理事会指令2009/48/EC

＜目的＞
「玩具の安全及びEU域内での玩具の自由な移動」(第1条)

＜対象製品＞
「14歳未満の子供向け遊戯用製品」(第2条)。ただし、一部の適用除外製品がある(附属書I)。

＜必須要求事項＞
1. 意図されたように使用され、あるいは子供の行動を考慮して予見し得るような方法で使用されたときに、その使用者や第三者の安全・健康を害するものであってはならない
2. 使用者の能力及び適当な場合にはその保護者の能力について考慮がなされなければならない。36ヶ月未満の子供やその他特定の年令層の子供を対象にした玩具は、特に考慮を必要とする
3. 貼付されるラベルや玩具に付属する取扱説明書は、その玩具の使用に伴って生じる固有の危険性や危害のリスクとそれらの回避方法について、使用者又は保護者の注意をひくものでなければならない
4. 上市された玩具は、予見できる通常の使用期間、安全に関する必須要求事項を遵守していなければならない

○ **NA指令の対象製品は、必須要求事項に適合していなければ市場に流通させることができない。**

ＮＡ指令（一覧）

Directive No.	名称
2006/95/EC	低電圧指令
2009/105/EC	単純圧力容器指令
2009/48/EC	玩具指令
89/106/EEC	建築資材指令
2004/108/EC	電磁環境両立性指令
2006/42/EC	機械指令
89/686/EEC	身体防護用具指令
2009/23/EC	非自動秤指令
90/385/EEC	埋込式能動医療機器指令
2009/142/EC	ガス燃焼機器指令
92/42/EEC	熱水ボイラー指令
93/15/EEC	民需用爆薬指令
93/42/EEC	医療機器指令
94/9/EC	防爆機器指令
94/25/EC	小型娯楽船舶指令
95/16/EC	リフト指令
97/23/EC	圧力機器指令
98/79/EC	インビトロ診断用医療機器指令
1999/5/EC	無線機器及び電気通信端末機器指令
2000/9/EC	乗客用ケーブルウェイ設置指令
2004/22/EC	測定機器指令
2007/23/EC	火工品指令